外務省事業

「平成 28 年度日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業」 募集要項

この度、外務省では、今後の日米関係における主導的な役割を担う人材の育成を目指し、日米同盟関係の強化に繋げるため「日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業」を 実施いたします。

日本人学生のインターンシップ支援事業については、『米国に学生を派遣することで同国において人脈を構築し、今後の日米関係で主導的役割を果たす人材の育成』を目的としております。日本人研究者育成支援事業については『米国シンクタンク・大学等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成すること』を目的としております。

米国での就業体験を通じて、国際社会の場で主体的にリーダーシップを発揮出来る、今までにない新しい価値を築いていけるグローバル人材を目指す、志の高い学生、研究者の皆さまのご応募をお待ちしております。

1 事業主体

企画 外務省北米第一課

運営 株式会社日本旅行

一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)

- 2 参加対象者と条件 (内容を理解の上、応募願います)
- *各募集人員に沿い応募者の中から書類選考を実施いたします。
- (1) 日本人学生のインターンシップ支援

在学中の大学生、大学院生及びこれらを卒業して1年以内の者

- ①派遣期間【長期】: 平成28年10月初旬頃より約6か月程度 13名募集
- ②派遣期間【短期】:平成29年2月初旬頃より約6~8週間程度12名募集
- *①②とも応募状況により、人数及び期間は変更の可能性があります。
- *応募者及び派遣先の事情を考慮し、出発(派遣開始時期)が前後する可能性があります。
- *①②に重複して応募することも可能です。
- (2) 日本人研究者育成支援
 - 35 歳位までの若手研究者(修士課程、博士課程に在籍する大学院生、シンクタンク勤務の若手研究員等)で、その研究内容が、外交全般に関する理解の深化、日米関係の強化または米国における日本のプレゼンス拡大等に資すると判断されるもの。
 - ①派遣期間:平成28年10月初旬頃より約6か月程度16名募集
 - *応募状況により、人数及び期間は変更の可能性があります。
 - *応募者及び派遣先の事情を考慮し、出発(派遣開始時期)が前後する可能性があります。

(3) 英語能力

米国研修に必要な英語力があること。

(目安) TOEIC 850 以上、 TOEFL iBT100以上、IELTS 8-8.5以上

(4) その他

- ①出発時時点で 6 か月以上休学、実務経験から離れていないこと。
- ②研修期間中は、定められた研修計画に従うこと。研修終了後は日本に帰国すること。
- ③米国国務省に定められた内容に沿った所定の医療事故保険に加入すること。
- ④医療分野、航空技術、実技を伴う芸術分野他、J1 ビザ申請対象とならない職種・分野ではないこと。
- ⑤選考後は、人道上の理由等を除き自己都合による辞退等は受け付けません。
- ⑥自己都合による旅程の変更(滞在延長、発着地の変更等)は認められません。
- ⑦出発日時点で、20 歳未満の方の応募者は、保護者の方からの同意書を提出すること。
- ⑧申請時および各種手続き時に日本国外に滞在していないこと。
- ⑨過去にビザを取得し米国滞在をしている場合は、その時の滞在資格・滞在期間によりお申込みできない場合があります。以下に記す必要書類を必ず提出すること。
- ⑩出発前オリエンテーションおよび帰国後の成果共有会に出席すること。
- ⑪同プログラムの参加歴がないこと。

3 派遣先(予定:例)

*インターンシップ先については、米国国務省の規定により基本的に参加者のこれまでの経歴に関連のあるインターンシップ先を選定します。なお受入の決定権はインターンシップ先となり、参加者が選ぶことはできません)

(1) 日本人学生のインターンシップ支援

日米同盟強化に有効で発信力の高い連邦議員事務所、州議会議員事務所、米政府機関、弁 護士事務所、シンクタンク、雑誌・新聞社、米企業等。

(2) 日本人研究者育成支援

主にシンクタンク(要すれば米大学研究機関も検討)

- 4 政府からの支援(参加決定後に自己都合により辞退する場合には、それまでにかかった費用を返金する必要があります。)
- (1) 参加者の旅費・インターンシップ手続き
 - (ア) 米国派遣先 Placement 手続き費用 (派遣先決定までにかかる費用)
 - *連絡通信費、交通費等は含みません
 - (イ) 往復国際航空券(成田または羽田空港発着予定、航空会社・経路は選べません)
 - (ウ) ビザ(J1) 取得に必要な書類手配・手続き費用、ビザ(J1)代
 - (エ) 滞在費 *支給月数は派遣期間小数点第一位まで(例:長期 10 万円×4.5 か月)

- ①日本人学生のインターンシップ支援 長期:月10万円 短期:月5万円
- ②日本人研究者育成支援 月 30 万円
- (2) 参加者が負担する経費…上記(1)以外の費用、例を下記に記載いたします。
 - (ア) 日本国内の移動にかかわる費用 米国派遣先 Placement 手続きにかかわる交通費等、 J1 ビザ申請にかかわる交通費、 オリエンテーション及び成果共有会(帰国後実施)参加にかかわる交通費
 - (イ) 所属大学・勤務先の最寄駅から出発・帰着空港(成田または羽田空港予定)までの公 共交通 機関を利用した交通費 (最も安価な経路・運賃)
 - (ウ)米国内国際線着発空港〜派遣先都市中心部までの公共交通機関を利用した交通費 (最も安価な経路・運賃)
 - (エ) 米国内の移動にかかわる費用 宿泊先~派遣先までの交通費
 - (オ) 渡航手続きに要する費用 (パスポート取得に要する費用等)
 - (カ) 現地で発生する個人の経費(土産物代、電話代等)

5 応募手続

(1) 募集期間

2016年6月9日(木)~7月8日(金)必着

- (2) 選考手続(予定)
- (ア) 参加申込登録専用の申し込みサイトより (https://v3.apollon.nta.co.jp/internship/) 個人情報を登録し、申請者登録書、申請者登録書(別紙)、パスポートコピー、過去に取得した米国ビザ関連書類(ビザスタンプコピー/I-20, DS-2019 コピー)等を送信ください。送信いただいた内容をもとに一般社団法人日本国際実務研修協会 (JIPT)及び外務省北米第一課が選考を行います。
- (イ) 書類選考を通過した応募者に対して一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)より7月21日(木) までに連絡いたします。
- (ウ) 書類選考を通過した応募者については、以下のプロセスで選考が進みます。
- ① 一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)による電話やスカイプ等での英語・適性面接
- ② 米国国務省認可団体による電話やスカイプ等での英語面接
- ③ 派遣先候補との電話やスカイプ等での面接
- *面接の日時については、個別に決定いたします。

- (エ) インターンシップ先選定のために英語および適性インタビューを行います。能力が不十分と 判断された 場合や運営者からの協力要請に著しく非協力である場合は、選考後であっても申し込み をお断りする場合があります。
- ※ 派遣先が決定するまでに、時間がかかるケースがあります。

6 個人情報の取扱い

応募フォームに記載された情報は次のような目的で利用します。

- (1) 応募フォーム及び添付書類は、採否審査、事業実施、事業評価のため、外部有識者等に提供することがあります。提供する際、外部有識者等の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
- (2) 参加者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、ホームページ、その他の 広報資料に掲載される統計資料作成に利用されます。さらに、事業の実施地に所在する日本大使 館・総領事館等の在外公館にも、事業概要と併せ情報提供することがあります。
- (3)参加者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、広報のため、報道機関や他団体に知らせることがあります。
- (4) 選考された場合、登録フォームに記入された連絡先に、事業のフォローアップのためアンケートをお送りすることがあります。

7 問い合わせ先

上記に関してご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

一「平成 28 年度日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業」運営受託― (株)日本旅行 公務法人営業部 営業1課 担当:市川・笹本・廣瀬・菅・半田 TEL 03-5402-6441 (十日祝を除く平日 09:30~17:30)

【メールアドレス】 専用アドレス <u>beikoku_internship@nta.co.jp</u>